

## 2 自動車交通公害対策の推進

大気汚染や騒音等、自動車が原因となる環境問題（自動車交通公害）に対応するためには、自動車単体への規制や税制上の措置、低公害車等の普及促進、交通流・交通量対策、普及啓発活動等の様々な施策を総合的に進めていくことが必要です。

### ①自動車単体対策の強化

排出ガスについては、現在、ガソリン・LPG自動車については一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物が、ディーゼル自動車についてはこれら3物質に加え粒子状物質が規制対象となっており、順次規制強化が図られています。これまで、新短期規制（ガソリン車：12～14年、ディーゼル車：14～16年）として大幅な規制強化を、新長期規制として17年にも強化されたところですが、21年からポスト新長期規制としてさらなる規制強化が実施されています。ポスト新長期規制はディーゼル車に対し、ガソリン車と同じレベルの規制を実施するものであり、また、一部のガソリン車については粒子状物質の規制が導入されています。さらに、27年にはディーゼル重量車及び二輪車の排出基準の強化が実施され、自動車の排出ガスのさらなる低減が図られています。

また税制の上からも、低公害自動車に対する自動車税等の軽課や一定年限を過ぎた自動車に対する自動車税の重課により、最新規制適合車への早期代替の推進を図っています。

### ②低公害車等の普及促進

#### (1) 低公害車の率先導入

府では、環境への負荷がより少ない自動車の普及促進を図るため、「京都府庁グリーン調達方針」において、ハイブリッド車、電気自動車や、低燃費車（改正省エネ法燃費基準達成車等）かつ低排出ガス車（国土交通省認定車等）を率先して公用車として導入することとしています。

#### (2) 自動車税及び自動車取得税の軽減

府では、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車のほかにも、一定の条件を備えた低燃費かつ低排出ガス車に対し自動車税及び自動車取得税の軽減を図っています。

#### (3) その他の取組

府では、14年度から本庁及び各広域振興局等に、クリーンエネルギー自動車（CEV）優先駐車スペースを設置しています。

なお、府域の二酸化窒素及び浮遊粒子状物質は環境基準を達成しており、府内には自動車NOx・PM法の対策地域はありません。

今後も、各種協議会等において広域的かつ関係機関と連携協力した効果的な取組の推進を行ってきます。

#### 【各種協議会等】

- ・近畿八府県市自動車環境対策協議会：低公害車及び低排出ガス車の普及・啓発の推進
- ・近畿スマートエコ・ロジ協議会：次世代低公害自動車の普及・促進

### ③アイドリング・ストップ等の普及・啓発

府では、各種イベントにおける啓発資材の配布、府の広報紙「府民だより」等を活用した啓発活動、アイドリング・ストップ等の率先実行、府庁舎駐車場での啓発看板の設置等の取組を行ってきましたが、18年4月に施行した「府地球温暖化対策条例」において、自動車の不必要的アイドリングの原則禁止を規定しました。

また、運輸・交通部門における環境負荷低減に向けて、事業者自らが低公害車による配送やアイドリング・ストップの実践等の自主的な取組を行うことを宣言する「環境にやさしい配送宣言」、「エコドライブ宣言」制度を実施しており、29年3月末現在で環境にやさしい配送宣言は179事業所が、エコドライブ宣言は308事業所が宣言を行っています。

今後も府地球温暖化対策条例に基づき、自動車運転者の遵守に加え、事業者の従業員に対する遵守指導や、駐車場設置者の利用者に対する周知等、より実効的な対策を進めていくこととしています。

#### ④発生交通量の低減の推進

##### (1) 交通規制等

府公安委員会では、生活道路において、区域（ゾーン）を定めて最高速度30km毎時の速度規制を実施するゾーン30や大型自動車等通行止めの交通規制を行い、速度の抑制や抜け道として通行する行為の抑制を図っています。

一方、幹線道路においては、路線バス等専用通行帯の交通規制を行うなど、路線バスの定時運行を確保し、マイカー利用者の公共交通機関への転換により、自動車交通総量の削減を図っています。

また、府警察及び京都運輸支局では、一酸化炭素関係整備不良車両及び過積載車両の指導取締りを実施しています。

表3-23 交通規制等の実施状況（29年12月末現在）

規制種別等	区間・箇所数	距離(km)・面積(ha)
最高速度(区間)	2,542区間	約3,627.4km
ゾーン30(区域)	73箇所	約1,462.5ha
大型自動車等通行止め	639区間	約424.8km
一方通行	1,813区間	約995.5km
歩行者用道路	84区間	約25.7km
路線バス等専用通行帯	13区間	約44.5km
駐(停)車禁止	6,361区間	約3,581.8km
高速走行抑止システム	3箇所	-

表3-24 過積載車両取締り状況（29年12月末現在）

	大型車	中型貨物	準中型貨物	普通貨物	合計(単位:件)
過積載10割以上				1	1
過積載10割未満				4	4
過積載5割未満				2	2
大型10割以上	8	4	2		14
大型10割未満	26	7	15		48
大型5割未満	18	11	12		41
合計	52	22	29	7	110

##### (2) 交通体系等

自動車台数は近年ではやや減少傾向にありますが、より環境負荷の少ない大量公共輸送機関や自転車等への転換を進めることも重要な課題です。府では、生活バス路線の維持確保、自転車道等の整備に努めるとともに、府域全域にわたる鉄道網等の充実に積極的に取り組んでいます。

府域の鉄道網は、東海道新幹線の国土軸、JR東海道本線、阪急京都線、京阪本線等京阪神都市軸、JR山陰本線・舞鶴線・奈良線、京都丹後鉄道等の南北縦貫軸から構成されています。

JR線については、従来、全国と比べ整備が立ち遅れていたため、地域の活性化を図るために、環境に優しい公共交通である鉄道の電化・高速化、複線化等の整備を進め、快適性、高速性、利便性を高めてきました。

13年3月にJR奈良線（京都～JR藤森、宇治～新田）の高速化・複線化が完成したほか、14年3月にJR片町線（京田辺～松井山手）の高速化・輸送力増強事業、15年3月にはJR小

浜線の電化が完成しました。

さらに、JR山陰本線の京都～園部間の複線化事業が、22年3月に完成し、25年からはJR奈良線高速化・複線化第2期事業に着手しています。

### (3) 交通需要マネジメント（TDM）施策の実施

府では、人やものの動きに着目し、便利で快適な移動環境づくりを進めるとともに、地球温暖化やまちづくり、くらしの視点から都市圏における交通問題を改善するために、17年3月に京都都市圏を対象とした「府交通需要マネジメント（TDM）施策基本計画」を、18年3月に「府交通需要マネジメント（TDM）施策推進プラン」を策定し、これに基づいて、「クルマ中心」のライフスタイルから、過度にクルマに依存しない環境的に維持可能な交通体系への転換を目指す「かしこいクルマの使い方を考えるプロジェクト・京都」等を実施してきました。

地域や学校、企業等を対象に、公共交通を利用することによるメリットの情報や、公共交通の路線、ダイヤ情報等を効果的に提供することにより、交通行動がマイカーから公共交通利用へと自発的に転換することを促すモビリティ・マネジメントの取組（運転免許更新時講習における資料配付、学校での交通教育の実施、バスエコファミリーの実施）等を進めています。

また、23年度には「公共交通ネットワーク活性化アクションプラン」を策定し、鉄道やバスの乗り継ぎ改善策等について事業者等との連携により進めることとしました。今後とも、運輸部門のCO<sub>2</sub>排出量を削減するため、公共交通の利用促進施策等について取り組んでいきます。

## ⑤交通流対策の推進

### (1) 府内の交通の現況

府域の道路は、丹後地域は舞鶴若狭自動車道や国道27号等により、中丹地域内陸部は国道9号、173号、175号等により、南丹地域は国道372号等により、それぞれ北陸・山陰・阪神地方と結ばれています。

府南部では、国道1号、171号、名神高速道路といった交通量の多い主要道路が京都市を横断して中部・北陸・山陽・山陰・阪神地方とつながっており、さらに、京奈和自動車道、国道24号により奈良・和歌山地方と結ばれています。

また、山城中部、相楽地域では、京滋バイパス、国道163号等により大阪から滋賀県・三重県を結んでいます。このほか、全線開通している京都縦貫自動車道は府域を南北に結んでおり、宮津天橋立IC～京丹後大宮ICが開通している山陰近畿自動車道は、北近畿・山陰地方を結んでいます。

観光都市である京都市地域や幹線道路が走る南部地域での交通量は相対的に大きく、慢性的な渋滞が発生しています。

### (2) 交通管制等

府公安委員会では、交通の安全と円滑化を図るとともに、自動車交通公害を減少させるため、信号機の系統化や交通情報板、小型文字情報板、ラジオ放送等の交通情報提供システムの充実を図っています。

9年11月からは、新交通管理システムとして、光ビーコンによりカーナビゲーションシステムを通じて交通情報を提供する「道路交通情報通信システム（VICS）」を運用しており、さらにきめ細かいサービスを行っています。

なお、13年4月に京都市内でPTS（公共交通優先システム）の運用を開始した結果、一定の効果が見られたことから、29年12月末時点で1区間（16.1km）を整備しています。

また、信号灯器については、視認性に優れ、消費電力が少なく、CO<sub>2</sub>の大幅な排出削減効果があるLED（発光ダイオード）化を進めています。

## 3 大気汚染物質対策の推進

## ①工場・事業場対策の推進

大気汚染防止法や府環境を守り育てる条例に基づくばい煙発生施設等の設置・変更届出に基づき、各種規制の遵守状況の事前審査を行っています。

また、規制が遵守されるよう、使用燃原料の抜取検査を行うとともに、大規模なばい煙発生工場や有害物質排出工場等へ重点的な立入検査や工場測定を実施し、法及び条例に基づく監視・指導を行っています。

## ②アスベスト対策の推進

アスベストについては、17年6月に兵庫県内にある大手機械メーカーがアスベストを原因と推定した従業員の死亡を公表して以来、全国で企業の従業員だけでなく、その家族や工場周辺の住民にも被害が及んでいる実態が明らかになり、大きな社会問題となっています。

アスベストによる健康被害は潜伏期間が数十年と長いことから、今後とも被害が拡大・長期化することが懸念され、行政においても長期にわたる対応が必要です。

府では、府民相談窓口の設置（17年7月～）をはじめ、大気汚染防止法等に基づき把握しているアスベスト製造事業場等に係る情報の開示（17年7月～）、府内の建築物等の調査（17年7月～）、府内におけるアスベスト対策推進会議の設置（17年10月）、関係住民等に対する特別健康診断の実施（17年11月～18年3月）、アスベスト除去工事現場等への立入指導、大気環境調査の実施等の各種取組を進め、府民の不安解消や健康被害の防止等に努めています。

### (1) 監視・測定

府及び京都市では、アスベストによる大気汚染の現状を把握するため、住居地域、商工業地域等の一般環境及び主な排出源と考えられるアスベスト除去工事現場において、アスベスト環境測定を実施しています。28年度の測定結果は特に高い濃度は見られず、これまでの調査結果と同様に直ちに問題となるレベルではありませんでした（全国調査結果と同程度のレベル）。

### (2) 事業者等への規制

アスベスト除去工事に際しては、大気汚染防止法の遵守状況について事前審査を行うとともに、アスベスト除去工事現場への重点的な立入検査を実施しています。

また、アスベスト飛散防止対策の徹底について、建築物の解体業者等関係業界団体に対する注意喚起等啓発を行っています。

### (3) 府有施設に係るアスベスト対策

27年度、府有施設の煙突断熱材を対象として、全庁的な設計図書調査及び専門業者による現地確認調査を行った結果、全151本中39本（37施設）の煙突においてアスベスト含有断熱材の劣化が確認されました。排出等の規制はないものの、万が一に備え、各施設の敷地境界において大気中アスベスト濃度を測定したところ全ての測定地点において検出されず、周辺環境への影響がないことを確認しました。さらに、石綿障害予防規則に基づく安全確保対策を速やかに実施しました。

また、28年2～9月にかけて、府有施設の設備に使用されている保温材等を対象に、保温材等の劣化状態及びアスベスト含有の有無について全庁調査を実施しました。その結果、機械室等屋内にある28箇所の配管エルボ（L字部分）において、保温材表面の劣化及びアスベスト含有が確認されたため、飛散防止措置を行いました。

## ③揮発性有機化合物（VOC）対策の推進

**揮発性有機化合物（VOC）\***は、大気中の反応によって光化学オキシダントや浮遊粒子状物質を生成するため、排出抑制が必要です。

府では、VOC排出施設への重点的な立入検査を実施するとともに、国や関係業界団体等が行

う取組に協力するなど、排出抑制に向けた取組を行っています。

#### ④緊急時対策の推進

「府光化学反応による大気汚染緊急時対策要綱」に基づき、光化学オキシダントによる高濃度汚染が発生した場合には、注意報等を発令しています。

注意報等の発令時には、教育委員会、報道機関等を通じて、児童・生徒及び一般府民に外出等の自粛を周知するとともに、工場等に対し、燃料やVOC使用量等を平常時の20~40%程度削減するよう要請（緊急警報発令時は40%以上削減命令）し、また、自動車についても運行の自粛の呼びかけ（緊急警報時は「道路交通法」に基づく措置を要請）を行っています。

表3-25 工場等に対する指導・立入件数（28年度）

府・市・区 分	立入検査実施件数					文書指導件数
	重油等抜取 検査実施数	工場測定 実施数	特定粉じん 排出等作業 数	そ の 他		
京都市	270	0	18	93	159	2
府内	121	10	9	36	66	2
計	391	10	27	129	225	4

#### 4 悪臭防止対策の推進

府内では、「悪臭防止法」に基づく規制地域として、28年度末現在で15市10町村で地域指定が行われ、22の特定悪臭物質について規制基準が設定されています。規制地域内では、すべての工場・事業場に対して、規制基準遵守義務が課せられます。

なお、24年4月1日からは、市の地域については市が規制基準を定めています。

また、府環境を守り育てる条例では、特定施設を設置している事業場に届出義務を課しており、28年度末現在で22事業所から40件の特定施設設置の届出がされています。

## 第2節 水環境の保全

### 1 現状と課題

河川・海域の水質汚濁の状況を把握するため、47年度から「公共用水域の水質測定計画」を策定し、国土交通省及び京都市と連携して、河川・海域等の水質測定を実施しています。

#### ①河川及び海域

28年度は府内の61河川106地点、6海域19地点の合計125地点で水質測定を実施し、人の健康の保護に関する項目については全地点で全項目の環境基準を達成しました。また、生活環境の保全に関する項目については、河川では41水域の全水域でBOD（生物化学的酸素要求量）\*の環境基準を達成、水生生物の保全に係る環境基準項目については、8水域の全水域で全亜鉛、ノニルフェノール\*及びLAS（直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩）\*の環境基準を達成しています。海域では7水域のうち2水域でCOD（化学的酸素要求量）\*の環境基準を達成、5水域のうち4水域で全窒素及び全燐の環境基準を達成しています。

河川・海域の水質汚濁の要因において、家庭からの「生活排水」と工場等の事業活動に伴う「産業排水」は大きな割合を占めています。

なかでも生活排水については、未処理の生活雑排水等の影響が大きいことから、「京都府水洗化総合計画2015」に基づき、下水道、農業集落排水、浄化槽\*等の汚水処理施設の整備を推進するとともに、処理の高度化及び施設の適正な維持管理等、対策を一層推進する必要があります。

また、閉鎖性水域等水質改善が進まない水域については、引き続き総合的な水質保全対策を講じていく必要があります。





## (全窒素・全燐)

あてはめ水域名	類型	環境基準点		達成状況	備 考
		地点数	名 称		
舞鶴湾 (ア)	II	2	念仏鼻地先 檜崎地先	○	〔類型毎の 環境基準値〕 (全窒素) I … 0.2mg/L以下 II … 0.3mg/L以下 III … 0.6mg/L以下 IV … 1 mg/L以下
舞鶴湾 (イ)	II	2	キンギョ鼻地先 恵比須崎地先	○	
宮津湾	II	2	江尻地先 島崎地先	○	(全燐) I … 0.02mg/L以下 II … 0.03mg/L以下 III … 0.05mg/L以下 IV … 0.09mg/L以下
阿蘇海	II	3	野田川流入点 中央部 溝尻地先	×	
久美浜湾	II	2	湾口部 湾奥部	○	

(注)1 環境基準の達成状況については、表層の年間平均値により評価しています。

(注)2 水域毎の達成状況は、各水域内の全ての環境基準点において適合している場合、達成(○)としています。

図3-23 主要環境基準点（河川）のBODの年次推移

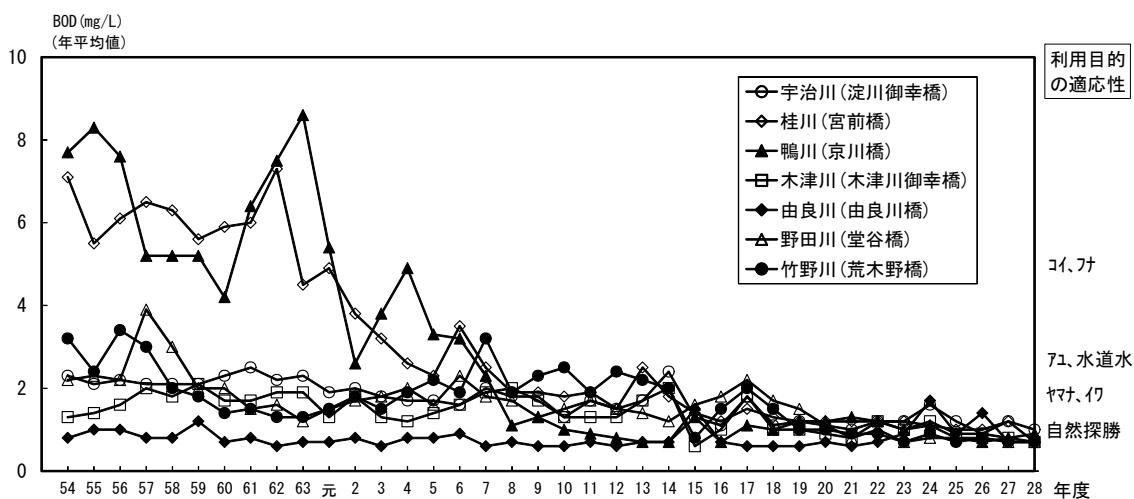
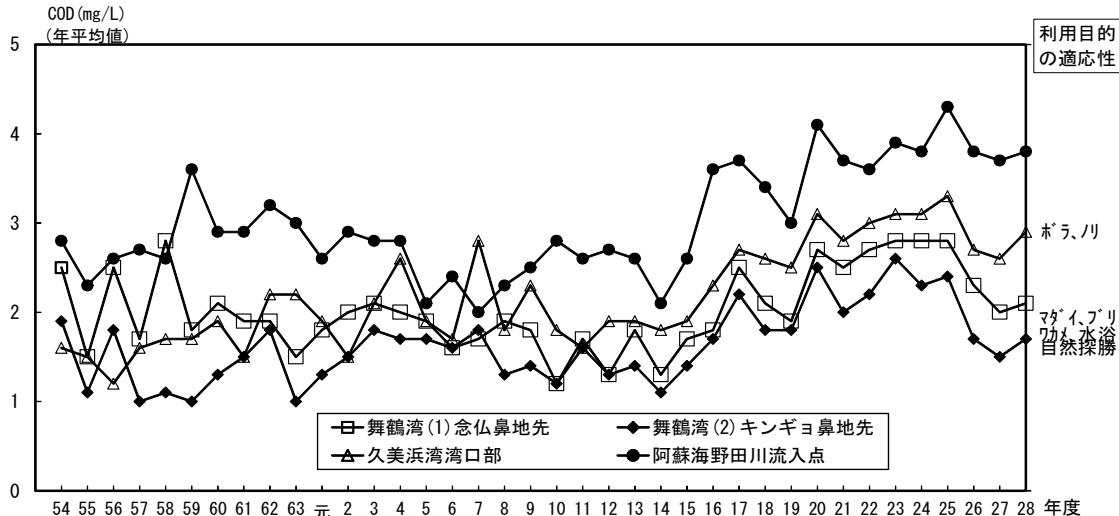
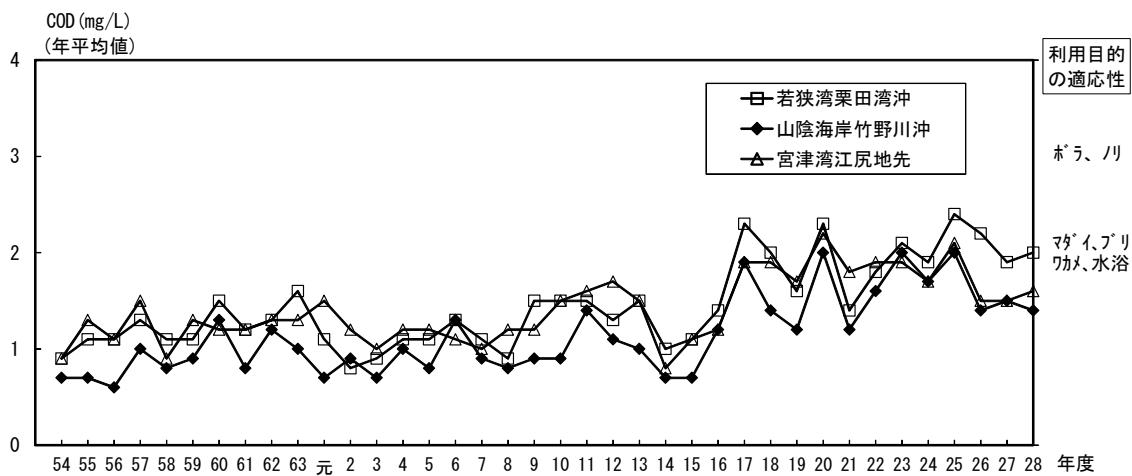


図3-24 主要環境基準点（海域）のCODの年次推移





## ②地下水

28年度は、府内14市7町の99地点で有害物質の水質測定を実施しました。

### (1) 概況調査

8市4町（29地点）において調査した結果、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素（1地点）が環境基準を超過しました。

### (2) 汚染井戸周辺地区調査

概況調査で新たに環境基準超過が判明した地点の周辺（7地点）において調査した結果、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素（1地点）が環境基準を超過しました。

### (3) 継続監視調査

これまでの調査において環境基準項目の超過がみられた14市4町（63地点）において汚染の推移を調べるためにモニタリング調査をした結果、砒素（6地点）、総水銀（2地点）、クロロエチレン（1地点）、トリクロロエチレン（1地点）、テトラクロロエチレン（4地点）、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素（4地点）、ふつ素（4地点）、ほう素（2地点）が環境基準を超過しました。

なお、これらのうち1地点で2物質（トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレン）が環境基準を超過しています。

表3-27 環境基準の達成状況

調査区分	環境基準達成地点／調査地点	達成率
概況調査	28／29	97%
汚染井戸周辺地区調査	6／7	86%
継続監視調査	40／63	63%

## 2 生活排水対策の推進

### ①「府水洗化総合計画」の推進

府域全体の**汚水処理人口普及率\***は、28年度末現在で97.8%（京都市を除けば95.2%）に達しています。

府では、人口減少等の社会情勢の変化を踏まえ、地域の実情に応じた、より効率的な水洗化の整備手法を選定すること等を目的として、「京都府水洗化総合計画2010」を22年10月に策定。27年度には、改定版として「京都府水洗化総合計画2015」を策定しました。

本計画では、32年度までに水洗化を希望する全ての府民の水洗化を実現させることを目標とし、







持等の面からも水質の保全が極めて重要です。また、生産活動の拡大や都市への極度の人口集中に伴い河川環境が悪化したため、淀川水系（桂川、宇治川、木津川）と由良川において水質汚濁防止連絡協議会が設置され、関係行政機関が協力し、広域的に水質保全対策を推進しています。

また、河川のしゅんせつ、清掃等を積極的に進め、環境の保全を図っています。

## 7 地下水の保全

### ①有害物質等の地下浸透防止対策の推進

有害物質を使用している府内の工場等に対し計画的に立入調査を実施し、有害物質の取扱いについて一層の注意を促すとともに、地下水汚染のおそれがある場合には調査の実施、環境基準を超過した場合の府への速やかな報告及び必要な浄化対策に万全を期すよう指導を行っているところです。

また、地下水汚染の未然防止のため、水質汚濁防止法に基づく有害物質使用特定施設等に対する構造等に関する基準遵守義務制度等を通じ、有害物質の取扱いの実態をより正確に把握し、事業者に対して地下浸透防止のための指導を行っています。

### ②地下水の保全対策の実施

城陽市、向日市、長岡京市及び大山崎町では「地下水採取の適正化に関する条例」を定め、井戸の新設・堀替を行う場合は取水基準に適合するもののみを許可するなどの規制を行っています。

また、八幡市では「地下水の採取の届出に関する要綱」、京田辺市及び精華町では「地下水保全要綱」を制定しています。

## 第3節 土壌環境・地盤環境の保全

### 1 現状と課題

土壤汚染の未然防止と健全な土壤環境の維持を図るため、工場・事業場の汚水の適正処理、有害物質等の地下浸透の禁止を徹底することが重要です。府では「土壤汚染対策法」の適正な運用により有害物質による土壤汚染の状況の把握及び汚染による人の健康被害の防止に努めています。また、過去に汚染が認められた一部の農用地について、土地改良事業等の対策が進められています。

### 2 土壤汚染防止対策の推進

#### ①「土壤汚染対策法」について

土壤汚染対策法（15年2月施行、22年4月改正法施行）では、以下のような規定が定められており、府では同法に基づき、きめの細かい土壤汚染対策指導を行っています。

- ・有害物質使用特定施設の使用廃止時の土壤汚染状況調査の義務付け
- ・土地の掘削等形質の変更（3,000m<sup>2</sup>以上ものに限ります）を行う場合の事前届出
- ・健康被害のおそれの有無に応じた区域の指定と措置
- ・自主調査において土壤汚染が判明した場合、土地の所有者等の申請に基づく区域指定
- ・汚染土壤の処理等に係る規制 等

また、土地の所有者等による、法による義務付けのない土壤汚染の調査や措置についても、汚染の拡散防止の観点から、土壤汚染対策法の規定に準じた指導等を行っています。

なお、土壤汚染対策法が制定される以前から、敷地内において汚染が確認されたため浄化対策が実施されている工場跡地等もあります。

表3-32 土壤汚染対策法の施行状況（28年4月～29年3月まで）

項目	件数
有害物質使用特定施設の使用が廃止された件数	32
有害物質使用特定施設使用廃止時の土壤汚染状況調査結果報告件数（法第3条第1項）	4
上記調査の一時的免除確認件数（法第3条第1項ただし書）	19
一定規模以上の土地の形質変更に伴う届出件数（法第4条第1項）	215
土壤汚染状況調査命令件数（法第4条第2項）	1
土壤汚染状況調査命令件数（法第5条第1項）	0
要措置区域の指定件数（指定解除済を含む）（法第6条第1項）	3
形質変更時要届出区域の指定件数（指定解除済を含む）（法第11条第1項）	5
区域指定の申請の件数（法第14条第1項）	5

## ②農用地における土壤汚染

府内では、福知山市大江町の一部で鉱山の排水に含まれるカドミウム等が原因と考えられる土壤や農作物の汚染が確認されているため、対策を講じています。

## 3 地盤沈下防止対策の推進

京都盆地は、そのほとんどが沖積層あるいは洪積層に属しており、工業用水等の地下水依存度が高い状況にあります。府内では、京都市南部や乙訓地域で地盤沈下の傾向が見られたことから、昭和52年度から平成16年度にかけて乙訓地域で水準測量を実施したところです。また、揚水量等の情報収集を行い、状況の把握に努めています。

## 第4節 騒音・振動の防止

### 1 現状と課題

騒音に係る環境基準は、一般地域、道路に面する地域、新幹線鉄道沿線に地域を指定し類型を当てはめています。

府では、関係市町と連携して環境基準の達成状況等を監視しているところですが、環境基準が達成されていない地域においては、一層の対策を講じる必要があります。

騒音・振動は、人により感じ方が違うことから、感覚公害と言われています。これらの公害苦情については、事業活動に起因するものから日常生活に起因するものまで多岐に渡っており、発生原因に応じた対策が必要です。

### 2 自動車騒音・道路交通振動防止対策の推進

府及び府内関係市町における28年度の騒音の環境基準の達成状況については、表3-33のとおりです。また、道路交通振動については、府内77地点で測定を行い、すべての地点で要請限度を達成していました。

また、道路に面する地域に立地する住居ごとの環境基準達成率（面的評価）の評価結果は表3-34のとおりでした。

府では、低騒音舗装（排水性舗装）の施工等道路構造の改善を図ることにより、自動車騒音等の軽減に努めています。

表3-33 一般地域及び道路に面する地域における騒音の環境基準の達成状況（28年度）

#### ア 一般地域（道路に面する地域以外の地域）

	A地域	B地域	C地域	合計
昼間	29/29(100%)	22/24(92%)	16/16(100%)	67/69(97%)
夜間	26/29(90%)	20/24(83%)	15/16(94%)	61/69(88%)



状況並びに28年度内の法に基づく特定建設作業の届出数は表3-36のとおりです。

表3-36 28年度末時点における法及び条例に基づく特定施設の設置届出状況及び  
28年度内における特定建設作業の届出件数

	騒音規制法	振動規制法	条例	
			騒音	振動
特定施設数	37,961	21,209	110,244	39,532
工場等数	6,952	4,358	10,698	5,166
特定建設作業届出件数	1,020	442	—	—

## 5 近隣騒音防止対策の推進

府では、府環境を守り育てる条例において拡声機の使用制限や飲食店等のカラオケ等音響機器の使用制限等の規定を設けています。

また、テレビ、ピアノ、ペットの音等による生活騒音については府環境を守り育てる条例において近隣の静穏保持義務を定めており、住民の騒音防止意識やマナーの向上を図るため、啓発活動を行っています。

表3-37 「府環境を守り育てる条例」に基づく拡声機の使用や夜間営業等の騒音に関する規制

対象となる行為	規制内容	規制時間帯	規制地域
住居地域で飲食店営業を営む者のカラオケ等音響機器の使用	使用を禁止（外に漏れない場合を除く）	午後11時～午前6時	指定地域内
住居地域等で飲食店営業を営む者等の騒音の発生	音量を制限	午後10時～午前6時	指定地域内
住居地域等で資材等を屋外で常時保管する場所での作業	音量を制限	午後10時～午前6時	指定地域内
航空機からの拡声機による商業宣伝	使用を禁止	正午～午後1時を除く全時間帯（京都市は全時間帯）	府内全域
その他拡声機による商業宣伝	使用方法及び音量を制限	午前8時～午後8時	府内全域

## 第5節 廃棄物・リサイクル対策の推進

### 1 現状と課題

国は、環境負荷ができる限り低減される循環型社会の形成に向けて「循環型社会形成推進基本法」を12年6月に制定し、あわせて「容器リサイクル法」「建設リサイクル法」「食品リサイクル法」「グリーン購入法」を新たに制定するとともに、「廃棄物処理法」や「再生資源利用促進法」の改正を行い、循環型社会の形成に向けての法律の整備を行いました。25年5月に策定された「第三次循環型社会形成推進基本計画」では、リサイクルよりも優先度の高い2R（リデュース・リユース）の促進や、同年4月に施行された「小型家電リサイクル法」の推進等、質にも着目した循環型社会の形成を基本方向として定めました。

府においては、22年10月策定の「新京都府環境基本計画」において「限りある資源を大切にする循環型社会づくり」を掲げ、廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用（3R）の考え方や仕組みを浸透させ廃棄物の発生量や最終処分量を抑制する施策を進めており、29年3月に見直しを行った「府循環型社会形成計画（第2期）」により、廃棄物の適正な処理と循環型社会の形成を総合的かつ計画的に推進していくこととしています。









図3-27 循環型社会の形成の推進のための施策体系

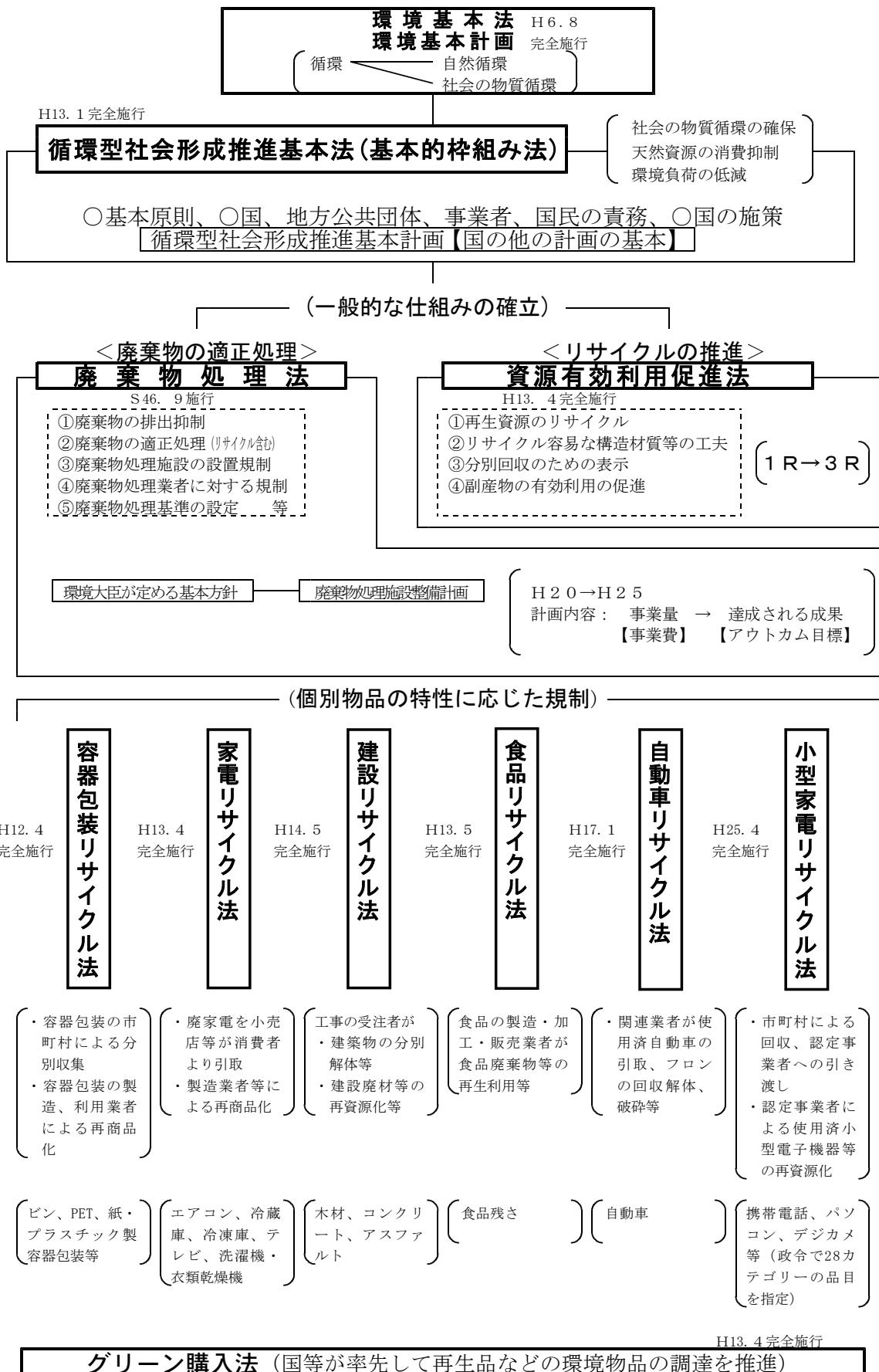








表3-45 28年度海岸漂着物回収・処理事業

事業主体	海岸漂着物回収・処理量 (補助対象分)	補助対象事業費
舞鶴市	43.6t (3海岸)	5,000千円
宮津市	26.6t (4海岸)	757千円
京丹後市	113.3t (22海岸)	11,638千円
与謝野町	2.4t (1海岸)	100千円
伊根町	4.5t (4海岸)	400千円

#### ウ 海岸漂着物の発生抑制に対する普及・啓発

24年8月、亀岡市において「海ごみサミット2012亀岡保津川会議」が開催され、内陸部における発生抑制を呼びかけ、知事から「琵琶湖・淀川水系から海のごみをともに考える流域宣言」を全国に発信しました。また、同サミットのイベントとして一定のルールを決め、スポーツとして楽しみながらごみ拾いをする「スポーツGOMI拾い」が実施されました。

地域環境保全対策費補助金（海岸漂着物地域対策推進事業）を活用して、26年度には亀岡市、舞鶴市、宮津市、京丹後市で、27年度、28年度には亀岡市、京丹後市で「こども海ごみ探偵団事業」等の普及・啓発に関する事業が実施されました。

表3-46 28年度海岸漂着物発生抑制事業

事業主体	事業名	補助対象事業費
亀岡市	こども海ごみ探偵団事業	2,498千円
	保津川の日 関連事業	
	情報交流・発信プロジェクト	
京丹後市	拾ってつなぐ丹後の海	48千円

#### エ 海辺の漂着物調査

府では、9年度から公益財団法人環日本海環境協力センターが主催する「海辺の漂着物調査」に参加し、琴引浜（京丹後市網野町）等での海岸漂着物の調査に取り組んでおり、28年度には琴引浜の鳴り砂を守る会、府立網野高等学校等の協力を得て調査が実施されました。

### 4 産業廃棄物対策の推進

#### ①産業廃棄物税の活用

府では、17年度から産業廃棄物税を導入し、最終処分場に搬入される産業廃棄物の重量1トン当たり1,000円を課税することにより、排出事業者や処理業者が市場メカニズムを通じて、廃棄物を削減するよう誘導するとともに、税収（28年度5,335万円）については、産業廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用を促進するため、一般社団法人京都府産業廃棄物3R支援センターにおいて産業廃棄物の3Rに取り組む事業者の支援等に活用しています。また、資源が有効に活用され、CO<sub>2</sub>の排出量が少ない廃棄物処理がされる社会を目指し、29年度から「IoT・スマート産業廃棄物削減対策事業」を実施しています。これらの取組については、25ページニュースフラッシュにより詳しく紹介しています。

#### ②減量化・リサイクルの推進

全国の産業廃棄物の総排出量は、27年度推計値で39,185万トンとなっています。

一方、府内の産業廃棄物の総排出量は、27年度推計値で444.5万トンとなっており、排出量の内訳は、汚泥が全体の55.1%を占め最も多く、次いでがれき類が17.8%、ばいじんが9.5%の順となっており、これら3種類で全体の82.4%を占めています。

産業廃棄物の排出量を業種別に見ると、電気・水道業が55.6%、建設業が21.3%、製造業が14.1%の順となっており、これら3業種で91.0%を占めています。

図3-28 産業廃棄物の処理状況（27年度推計値）

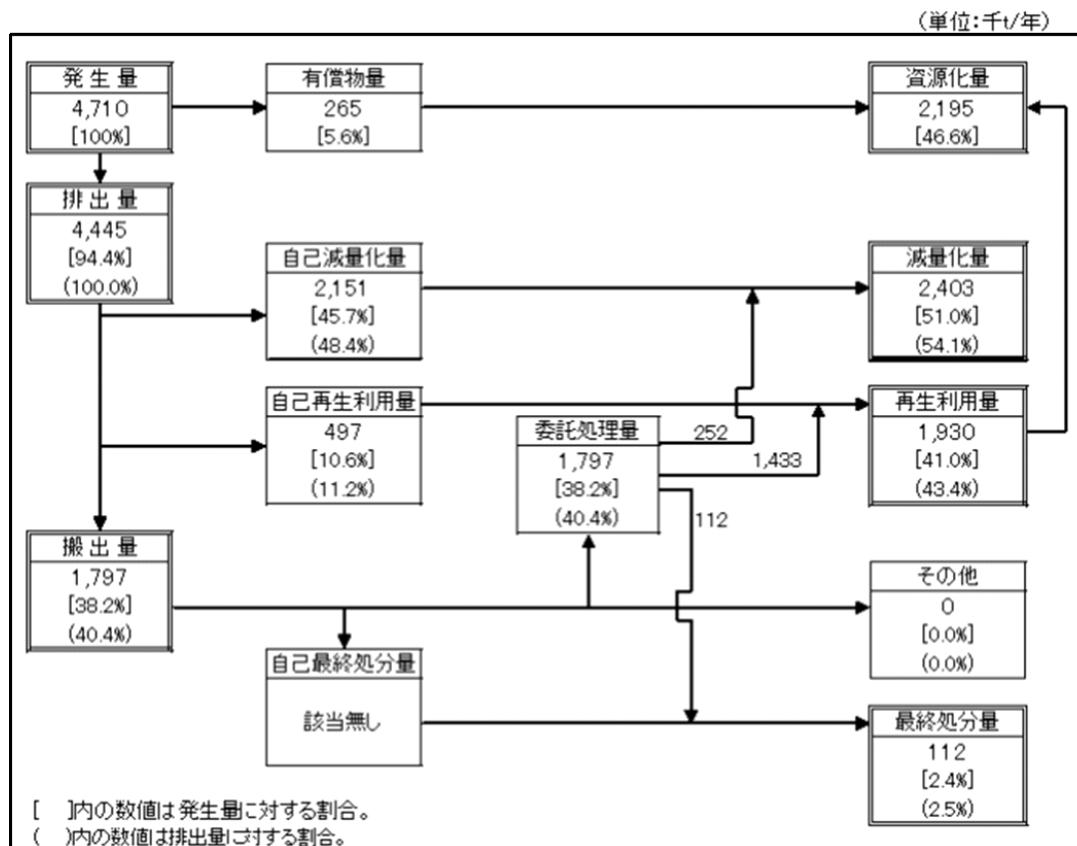


図3-29 府内の産業廃棄物の種類別  
排出状況（27年度推計値）

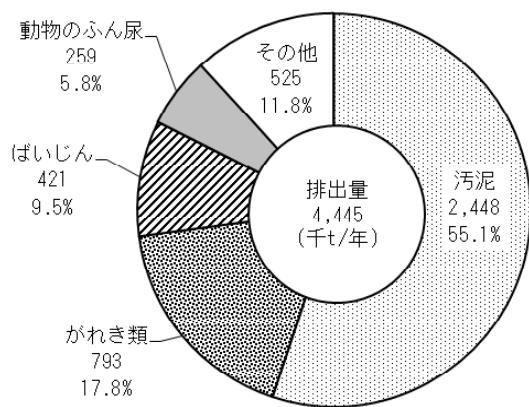


図3-30 府内の産業廃棄物の業種別  
排出状況（27年度推計値）

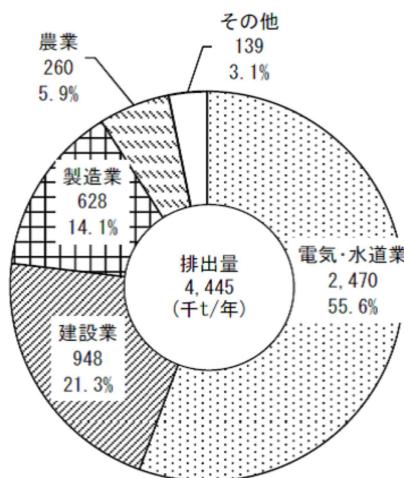
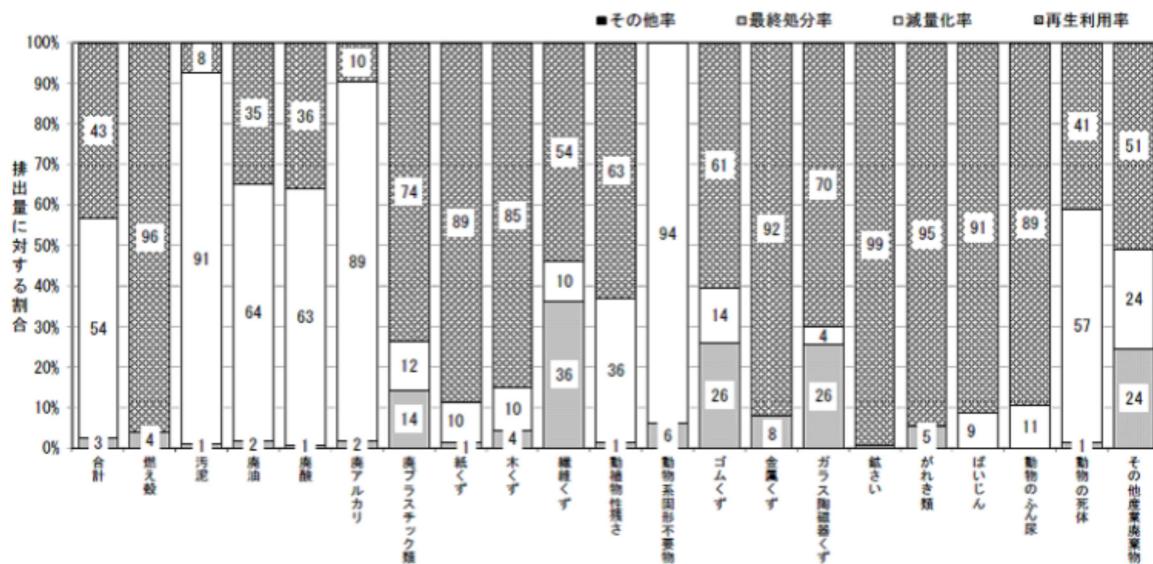


図3-31 産業廃棄物の種類別の再生利用率、減量化率、最終処分率（27年度推計値）



### ③適正処理の推進

#### (1) 産業廃棄物排出事業者及び産業廃棄物処理業者の監視・指導

府では、産業廃棄物を排出する事業者及び産業廃棄物処理業者に対して立入検査を実施し、産業廃棄物の減量化・再生利用の促進、適正な処理・処分等について監視・指導の徹底を図っています。

また、多量に産業廃棄物を排出する事業所（産業廃棄物の発生量が年間1,000トン以上又は特別管理産業廃棄物の発生量が年間50トン以上）に対して、産業廃棄物の減量化を含めた処理計画の策定を指導し、提出された計画を公表するとともに、次年度以降、当該年度の処理計画の策定と前年度の実施状況の報告を求めています。

#### (2) 産業廃棄物処理施設の許可状況

府内の産業廃棄物処理施設で法許可件数は、28年度末現在、中間処理施設が186施設、最終処分場が12施設（現在稼働中は6施設）となっています。

#### (3) 産業廃棄物処理業者の許可状況

産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含みます）処理業者の知事許可業者数は28年度末現在4,900件、京都市長許可業者数は28年度末現在316件で、収集運搬のみの許可が多数を占めます。

#### (4) 産業廃棄物情報の管理

排出事業者及び産業廃棄物処理業者からの産業廃棄物処理実績報告書等データの管理、集計、分析をし、産業廃棄物の処理状況、施策の実施による効果等の把握や実態推計等を行い、産業廃棄物対策に活用しています。

### ④公共関与による施設整備の推進

#### (1) 株式会社京都環境保全公社に対する指導等

産業廃棄物の適正処理を確保するため、株式会社京都環境保全公社に対して、府、京都市、府内企業43社が出資し、公共関与による広域処理体制の整備を図っています。同社は、瑞穂環境保全センター（積替え、最終処分場）と、伏見環境保全センター（積替え、中間処理施設）を有し、近年では、固体燃料化施設の設置や最終処分場の拡張に伴う排水処理施設の整備等、府内における一貫処理システムとして産業廃棄物適正処理事業を実施しています。

#### (2) 大阪湾圏域広域処理場整備事業（フェニックス事業）への参画

「広域臨海環境整備センター法」の規定に基づき、大阪湾圏域広域処理場整備事業（フェニ

ックス事業)が推進されており、近畿2府4県168市町村(27年12月現在)から排出される廃棄物を受け入れています。事業主体である大阪湾広域臨海環境整備センターに対する府及び京都市は出資及び役職員派遣のほか、京都市以外の関係18市町村も出資を行い、同事業の促進を図っています。なお、同センターでは4埋立処分場(尼崎沖、泉大津沖、神戸沖、大阪沖)が稼働しています。

### (3) 京都舞鶴港リサイクルポート推進協議会

資源循環型社会の構築に寄与することを目的として京都舞鶴港リサイクルポート推進協議会を設立し、総合静脉物流拠点整備計画の策定、循環資源集積システムの整備、リサイクル関連企業の活動支援、企業誘致の推進等の取組を実施しています。

## 5 不法投棄対策の推進

大規模な産業廃棄物の不法投棄事案は、減少傾向にありますが、この種の事案は、事態が発展・拡大する前の早期発見・早期対応が極めて重要です。

府では、不法投棄の未然防止と原状回復を実現するために全庁挙げて取り組むため、13年4月に副知事を本部長とする不法投棄等特別対策本部を設置するとともに、環境侵害のおそれがある事案に初期段階からの確な対応ができるよう、本庁に不法投棄等特別対策機動班を、各広域振興局に地元市町村や警察署の参加を得た不法投棄等特別対策広域機動班をそれぞれ設置しました。

さらに、悪質・巧妙化する事案に集中的に対処するため、本庁循環型社会推進課に機動班特別チームを配置し、警察本部と一体になった指導・取締りを行うなど、体制整備を図っています。

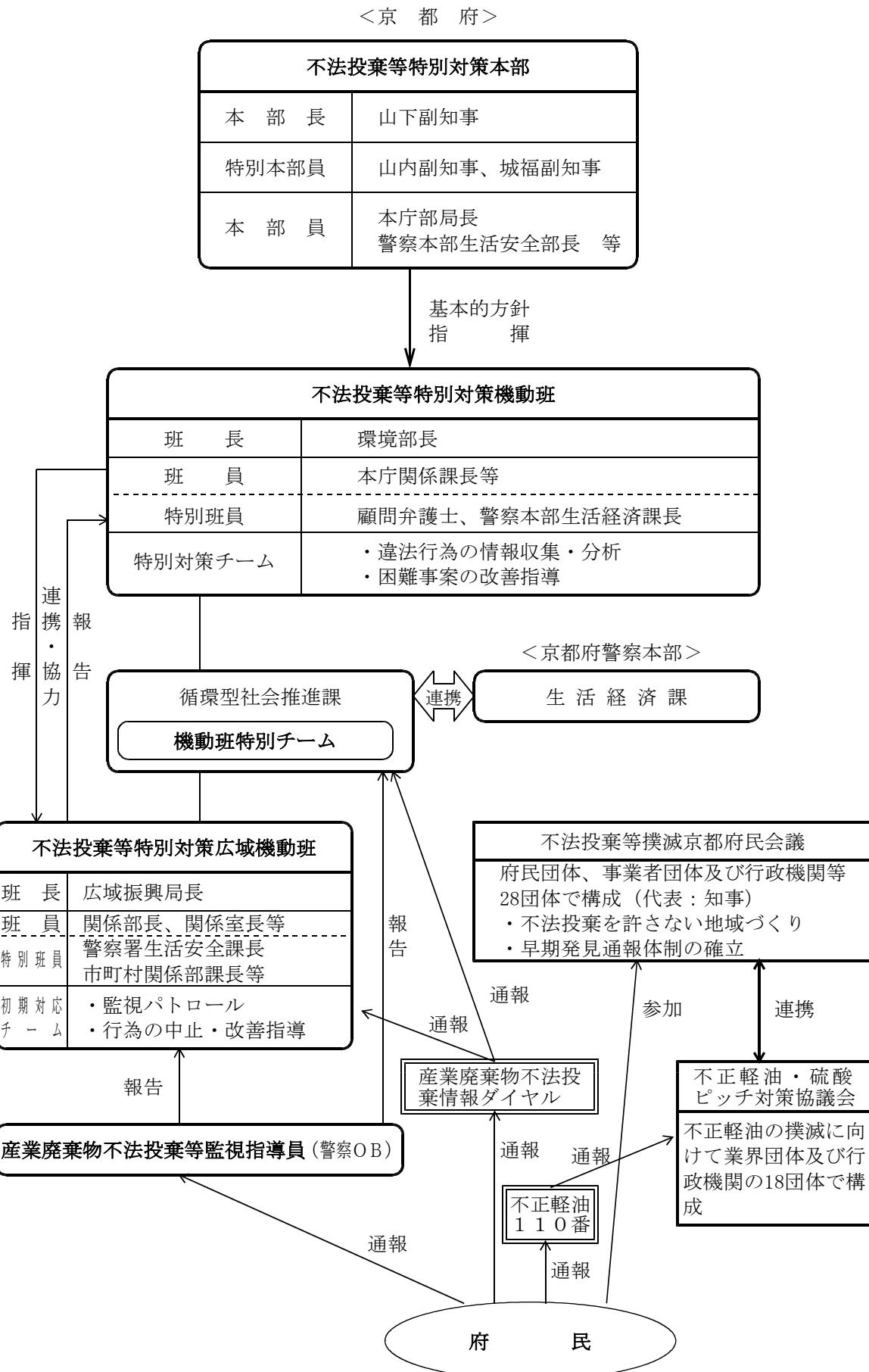
図3-32 監視員の活動



1年365日にわたるパトロールを  
展開

投棄内容物から行為者を確  
認し、撤去指導等を実施

図3-33 不法投棄防止の体制（30年1月現在）



## 第6節 有害化学物質対策の推進

### 1 現状と課題

今日、工業的に生産される化学物質は数万種といわれており、日常生活の中でも数多くの化学物質が使用されています。しかし一方で、その製造、使用、廃棄の過程で人の健康や生態系に悪影響を及ぼすおそれのある化学物質が排出され、環境汚染をもたらすことが問題となっています。

有害化学物質による環境汚染の状況を把握するため、環境中の濃度の定期的な測定を行うとともに、府内の有害化学物質の使用・発生量等を把握する必要があります。

また、有害化学物質による新たな汚染が発生しないよう、特に配慮が必要とされる化学物質について、生産、使用、廃棄の各段階における適切な対策を事業者に求めていく必要があります。

### 2 調査研究等の充実

有害化学物質の中には生態系への影響や環境中での挙動等が必ずしも明らかでないものがあることから、有害化学物質対策の一環として、環境試料における有害化学物質に関する分析法や環境中の挙動等に関する調査研究を充実させるとともに、国等の情報を的確に把握し、科学的知見の集積に努め、府民等へ提供していくことが重要になります。

### 3 工場・事業場の有害化学物質対策の推進

#### ① P R T R 制度\*

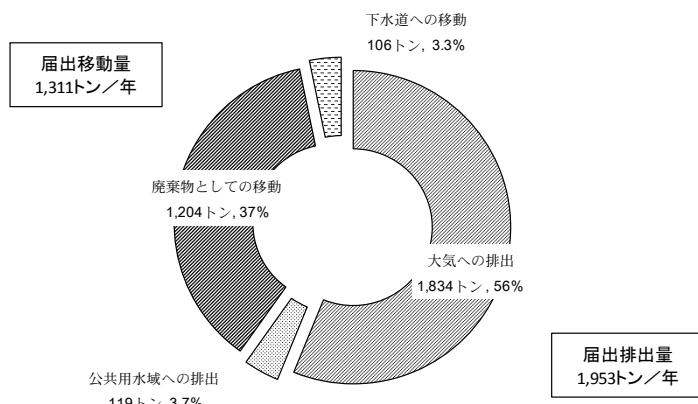
「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」のP R T R 制度により、一定量以上の特定化学物質（同法施行令において22年度提出分までは354物質、23年度以降は462物質を指定）を取り扱っている事業者等は、特定化学物質の環境への排出量等を把握し、翌年度に国に届け出ることが義務付けられています（都道府県を経由）。28年度に府内の事業所から提出された27年度把握結果の届出数は、568件（府376件、京都市192件）であり、前年度の届出数（569件）と比べて横ばいでした。

このP R T R 制度の運用を通じて、国及び府はデータの集計を行い、特定化学物質ごとの排出量の公表等により、事業者による化学物質の自主管理の改善・環境の保全上の支障への未然防止に努めています。

#### ② P R T R 制度に基づく化学物質の排出量・移動量

27年度の府内での環境への排出量は1,953トン、事業所外への移動量は1,311トンで内訳は図3-34のとおりです。

図3-34 P R T R 制度に基づく府内総届出排出量・移動量内訳（27年度）



27年度の府内での排出量・移動量上位5物質は表3-46のとおりです。

これらの合計は2,181トンとなり、届出量全体の67%に当たります。

表3-47 P R T R制度に基づく府内における排出・移動量上位5物質（27年度）

順位	物質名	排出量・移動量	構成比	主な用途
1	トルエン	948トン	29%	化学物質合成の原料、塗料等の溶剤
2	キシレン	476トン	15%	化学物質合成の原料、塗料等の溶剤
3	エチルベンゼン	294トン	9.0%	化学物質合成の原料、塗料等の溶剤
4	塩化メチレン	293トン	9.0%	金属の洗浄、塗装の剥離
5	塩化第二鉄	170トン	5.2%	排水処理施設等の凝集剤

#### ③ポリ塩化ビフェニル（P C B）\*廃棄物

ポリ塩化ビフェニル（P C B）は、絶縁性・不燃性等の特性を活かしてトランス、コンデンサといった電気機器の絶縁油をはじめ幅広い用途に使用されましたが、昭和43年のカネミ油症事件によりその強い毒性が社会問題化したため、我が国においては昭和47年以降製造が中止されました。

一方、既に製造されたP C Bについては、処理施設の整備が進まなかつたためにほとんど処理が行われず、製造中止後もP C B廃棄物として長期保管する状況が続き、紛失等による環境汚染が懸念されていました。

このため、13年7月に「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」（P C B特措法）が施行され、P C B廃棄物を保管する事業者等に対し、毎年度の保管状況等の届出や期間内の処理を義務付けるとともに、15年4月に策定された「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」において、P C B廃棄物の確実かつ適正な処理を計画的に推進することとされました。

これを受け、P C B廃棄物の適正処理のための体制整備が進められ、近畿では大阪市此花区で中間貯蔵・環境安全事業（株）（J E S C O）大阪P C B処理事業所（旧日本環境安全事業（株）大阪事業所）が18年10月に操業を開始し、高圧トランス等の高濃度P C B廃棄物の処理が実施されています。また、低濃度P C B廃棄物について、環境大臣による無害化処理認定施設を活用した処理が進められています。

なお、P C B廃棄物の処理期間については、P C B特措法施行当初、28年7月までとされていましたが、処理状況等を考慮し、府内の高濃度P C B廃棄物は原則33年3月まで、低濃度P C B廃棄物は39年3月までに延長されました。

府では、P C B特措法に基づき、16年7月に「府ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」を策定し、府内におけるP C B廃棄物の確実かつ適正な処理に向けて、P C B廃棄物を保管する事業者等に対し、指導を行っています。

#### ④内分泌かく乱化学物質（環境ホルモン）\*

内分泌かく乱化学物質（環境ホルモン）は、生体に取り込まれて内分泌系（ホルモン作用）に影響を及ぼす化学物質の総称をいい、生殖器の異常等人体への影響が懸念されています。環境ホルモンについては、過年度の社会的不安の高まりから、10年5月、環境庁（当時）発表の「環境ホルモン戦略計画」（S P E E D' 98）において内分泌かく乱作用を有すると疑われる約70物質がリスト化され、全国的にその実態調査が行われてきたところです。

本府においても、11年度から23年度までの13年間にわたり、府域の河川及び海域に係る環境基準点における水質及び底質調査を継続的に行いました。

##### （1）調査期間

11年度から23年度まで

## (2) 調査対象

対象地点 河川24水域（25地点）、海域5水域（11地点）

対象検体 水質及び底質

対象物質 当初、環境ホルモン様作用を有することが特に疑われた5物質

## (3) 調査結果

（単位： $\mu\text{g/L}$ （水質）、 $\mu\text{g/kg}$ （底質））

対象物質		ノニルフェノール		4-t-オクチルフェノール		ビスフェノールA		フタル酸ジ-2-エチルヘキシル		フタル酸ジ-n-エチルヘキシル	
		水質	底質	水質	底質	水質	底質	水質	底質	水質	底質
府	最小値～最大値	ND～0.6	ND～82	ND～0.03	ND～6	ND～1	ND～4	ND～0.8	ND～150	ND～ND	ND～150
国	最小値～※最大値	ND～21	ND～12,000	ND～13	ND～350	ND～19	ND～360	ND～9.9	ND～210,000	ND～16	ND～2,000

※国が10～16年に実施した実態調査結果

基準値等の評価基準は示されていませんが、府域の水質及び底質における対象物質の検出状況については、特に高い値は認められませんでした。

引き続き府では、水質汚濁防止法に基づき策定している「公共用水域水質測定計画」において、国土交通省及び京都市とともにノニルフェノール、4-t-オクチルフェノール及びフタル酸ジエチルヘキシルの測定を実施することとしています。

全国レベルでは、環境モニタリング調査（「化学物質環境実態調査」（エコ調査）等）や専門家による検討が引き続き行われており、24年8月にはノニルフェノールが水生生物に係る環境基準に追加されました。また、28年6月には環境省が今後の対応の方向性を「化学物質の内分泌かく乱作用に関する今後の対応—EXTEND 2016—」として新たに取りまとめました。この中では、国は、化学物質の内分泌かく乱作用に伴う環境リスクの評価を進めるため、評価手法の確立と評価の実施を加速化し、必要な場合には環境リスクの管理体系に組み込んでいくことを念頭において対応を進めていくなどとしています。

府もこうした調査等を通じた科学的知見の獲得や国が行う調査への協力を努めています。

## 4 ダイオキシン類対策の推進

### ①国における動き

ダイオキシン類とは、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）、ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン（PCDD）及びコプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）の総称で、塩素が存在する状態で有機物を燃焼させたとき等に意図せず生成される有機塩素化合物です。

ダイオキシン類は、毒性が非常に強く分解しにくいため、ダイオキシン類対策特別措置法（12年1月施行）に基づき、大気、水質・底質及び土壤に係る環境基準等が設定され、常時監視の実施、小規模焼却炉に係る規制等の対策が進められています。

### ②府における取組

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく一般環境の常時監視や焼却炉等のダイオキシン類を発生する施設への立入調査等、総合的な対策を実施しています。

### ③監視・測定

府及び京都市においては、ダイオキシン類の一般環境への影響を把握するため、大気、水質・底質及び土壤の調査を実施しています。また、発生源調査としてダイオキシン類対策特別措置法の対象施設のダイオキシン類調査、事業者の自主測定結果の報告受理を実施しており、28年度に

実施した結果は以下のとおりです。

(1) 大気

一般環境15地点で年4回調査を実施し、いずれの地点においても環境基準値(年平均値0.6pg-TEQ/m<sup>3</sup>)を下回っています。

表3-48 大気環境中のダイオキシン類調査結果(28年度)

(単位：pg-TEQ/m<sup>3</sup>)

区分	調査地点	年平均値	範囲
一般環境	左京区役所	0.0058	0.0046～0.0085
	京都市役所	0.0065	0.0052～0.0077
	山科区役所	0.0071	0.0049～0.0085
	生活環境美化センター	0.0068	0.0061～0.0082
	宇多野小学校	0.0054	0.0043～0.0065
	西京保健センター	0.0053	0.0037～0.0070
	池田小学校	0.0064	0.0044～0.0082
	伏見区役所	0.0078	0.0053～0.011
	神川小学校	0.0061	0.0044～0.0075
京都都市外	宇治測定局(宇治市)	0.011	0.0082～0.014
	久御山測定局(久御山町)	0.013	0.0094～0.016
	精華測定局(精華町)	0.011	0.0088～0.014
	亀岡測定局(亀岡市)	0.0096	0.0074～0.012
	福知山測定局(福知山市)	0.0080	0.0065～0.0092
	東舞鶴測定局(舞鶴市)	0.012	0.0068～0.025
環境基準		0.6	

※pg(ピコグラム)は1兆分の1グラム

(2) 水質・底質

調査は、公共用水域として河川137地点、海域11地点で実施し、いずれの地点においても水質に係る環境基準値(水質：1pg-TEQ/L、底質：150pg-TEQ/g)を下回っています。

表3-49 公共用水域の水質・底質の調査結果(28年度)

調査地点	水質(pg-TEQ/L)	底質(pg-TEQ/g)
鴨川高橋(京都市)	0.021	0.64
鴨川出町橋(京都市)	0.030	0.82
鴨川三条大橋(京都市)	0.028	0.40
鴨川京川橋(京都市)	0.042	4.1
西高瀬川上河原橋(京都市)	0.052	2.2
高野川三宅橋(京都市)	0.024	0.097
高野川河合橋(京都市)	0.033	0.12
弓削川寺田橋(京都市)	0.041	1.7
有栖川梅津新橋(京都市)	0.22	0.58
天神川西京極橋(京都市)	0.053	0.24
清滝川落合橋(京都市)	0.021	0.11
小畑川京都市長岡京市境界点(京都市)	0.045	0.26
山科川新六地蔵橋(京都市)	0.043	0.55
小畑川小畑橋(大山崎町)	0.045	—
大谷川二ノ橋(八幡市)	0.55	—
田原川螢橋(宇治田原町)	0.094	—
和束川菜切橋(木津川市)	0.080	—
犬飼川並河橋(亀岡市)	0.077	0.22
由良川安野橋(南丹市)	0.017	0.22
棚野川和泉大橋(南丹市)	0.018	—

園部川神田橋（南丹市）	0.030	—
高屋川黒瀬橋（京丹波町）	0.030	—
由良川山家橋（綾部市）	0.028	—
上林川五郎橋（綾部市）	0.031	—
八田川八田川橋（綾部市）	0.067	—
犀川小貝橋（綾部市）	0.14	—
牧川天津橋（福知山市）	0.043	—
宮川宮川橋（福知山市）	0.029	—
伊佐津川相生橋（舞鶴市）	0.022	—
河辺川第一河辺川橋（舞鶴市）	0.042	—
大手川京口橋（宮津市）	0.11	—
野田川六反田橋（与謝野町）	0.037	—
野田川堂谷橋（与謝野町）	0.10	—
福田川新川橋（京丹後市）	0.38	—
竹野川荒木野橋（京丹後市）	0.16	—
宇川宇川橋（京丹後市）	0.031	—
佐濃谷川高橋橋（京丹後市）	0.10	—
舞鶴湾 <sup>ヤシキヨ</sup> 鼻地先（舞鶴市）	0.017	—
舞鶴湾恵比須崎地先（舞鶴市）	0.017	—
舞鶴湾念佛鼻地先（舞鶴市）	0.018	—
舞鶴湾檜崎地先（舞鶴市）	0.017	—
宮津湾江尻地先（宮津市）	0.019	2.8
宮津湾島崎地先（宮津市）	0.020	5.1
阿蘇海野田川流入点（宮津市）	0.021	7.3
阿蘇海中央部（宮津市）	0.020	5.0
阿蘇海溝尻地先（宮津市）	0.018	21
久美浜湾湾口部（京丹後市）	0.019	—
久美浜湾湾奥部（京丹後市）	0.045	—
環境基準	1	150

### (3) 地下水

地下水調査として、19地点で調査を実施し、いずれの地点においても水質に係る環境基準値（水質：1 pg-TEQ/L）を下回っています。

表3-50 地下水中の調査結果（28年度）

調査地點		水質(pg-TEQ/L)	調査地點		水質(pg-TEQ/L)
京都市内	上京区	0.021		京都市外	長岡京市 城陽市 京田辺市 井手町 笠置町 京丹後市 京丹後市 京丹後市 与謝野町 伊根町
	左京区	0.021			0.016 0.016 0.016 0.016 0.035 0.017 0.016 0.016 0.016 0.016
	東山区	0.020			
	南区	0.020			
	右京区	0.021			
	右京区	0.021			
	伏見区	0.020			
	山科区	0.020			
	西京区	0.020			
			環境基準		1

### (4) 土壌

一般土壤として20地点で調査を実施し、いずれの地点においても土壤に係る環境基準値（土壤：1,000pg-TEQ/g）を下回っています。

